

令和5年第1回弘前市教育委員会会議録

日時 令和5年2月15日(水)
午後3時～午後3時46分
場所 岩木庁舎2階 多目的ホール

◇議事日程

- 1 定足数確認
- 2 開会宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期の決定
- 5 臨時代理の報告
報告第1号 臨時代理の報告について
(弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
- 報告第2号 臨時代理の報告について
(弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について)
- 報告第3号 臨時代理の報告について
(令和4年度教育費補正予算案に対する意見申出について)
- 報告第4号 臨時代理の報告について
(令和5年度教育費予算案に対する意見申出について)
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 吉田 健 委員、2番 日景 弥生 委員、3番 村谷 要 委員、
4番 柿崎 良樹 委員、5番 齋藤 由紀子 委員

◇欠席委員

なし

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 成田 正彦、学校教育推進監 森 尚生、教育総務課長 菅野 洋、

学校整備課長 高山 知己、学務健康課長 相馬 隆範、
学校指導課長 鈴木 一哉、教育センター所長 小笠原 恭史、
生涯学習課長補佐 山崎 宏、中央公民館長補佐 伴 英憲、
博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 吉崎 拓美、文化財課長 石岡 博之

◇出席事務局職員

教育総務課長補佐 行方 泰、教育総務課総務係長 藤田 真徳

午後3時 開会

○教育長（吉田 健） これより、令和5年第1回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

会議録署名者に4番 柿崎 良樹 委員と5番 齋藤 由紀子 委員を指名いたします。

会期は本日1日としたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告が4件となっております。報告第3号は、令和4年度補正予算の成立過程における案件であること、報告第4号は、令和5年度予算案の策定過程における案件であることから、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長（吉田 健） ご異議ないものと認め、報告第3号及び第4号は非公開で審議することといたします。

・報告第1号

○教育長（吉田 健） 報告第1号 臨時代理の報告、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長（相馬隆範） 報告第1号 臨時代理の報告についてご説明申し上げます。本報告は、弘前市学校給食審議会の委員の任期を変更する所要の改正を行うため、弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したものであります。

改正の内容は、学校給食審議会の任期を、「委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日まで」という実質1年未満の任期から、「委嘱の日から同日の属する年度の翌年度の末日まで」という実質2年未満に任期を延長するものであります。

学校給食審議会の審議案件は、給食費の価格改定や衛生管理、献立、食育関係など、その分野は多岐に渡るものであり、それぞれの案件は専門性も高いため、審議の際には一定の知識が必要となることから、任期を延長することにより、知識の構築とその専門性を確保し、これまで以上に適切な意見の聴取や審議を慎重に期すことが可能となることで、より良い学校給食の運営を図ろうとするものであります。

なお、改正後の規定は令和5年4月1日から施行する旨を規定しております。説明は、以上であります。

- 教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 報告第1号を承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第1号は承認されました。

・報告第2号

- 教育長（吉田 健） 報告第2号 臨時代理の報告、弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。
- 博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（吉崎拓美） 報告第2号 臨時代理の報告についてご説明申し上げます。本報告は、博物館法の一部改正に伴い、弘前市立博物館及び高岡の森弘前藩歴史館の設置に関する規定を整備するなど、所要の改正をする条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したため、臨時代理したものであります。

本条例の改正内容は、博物館法の一部改正により、博物館法に規定する公立博物館の設置に関する規定の第18条が削除されたほか、博物館協議会の設置等に関する規定の第20条及び第22条がそれぞれ第23条、第25条にずれたことにより、これらの条項を引用している弘前市立博物館条例及び高岡の森弘前藩歴史館条例の第1条と第4条の条文を改正するものです。

弘前市立博物館条例の改正文案について、第1条は条例の趣旨についてであり、引用している博物館法第18条が削除されたことと、第22条が第25条へ条ずれしたことに伴う改正をするものであります。第4条は博物館協議会についてであり引用している博物館法第20条が第23条へ条ずれしたことに伴う改正を

するものであります。附則部分は、条例の施行年月日について、令和5年4月1日とするものあります。

高岡の森弘前藩歴史館条例についても、博物館条例と同様の改正を行うものであります。

博物館法の一部を改正する法律の概要についてご説明いたします。主なものとしては、博物館法の目的に、社会教育法に加えて、文化芸術基本法に基づくと追加されました。これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育普及、調査・研究といった社会教育施設としての基本的な役割・機能を今後とも果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うため、社会の変化に応じた博物館の実現を図っていくという趣旨によるものであります。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されたほか、努力義務として、他の博物館等との連携や、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務として追加されました。

次に博物館登録制度の見直しについては、登録要件の見直しとして、地方公共団体や一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、会社立など法人類型に関わらず登録できるようになるほか、登録の審査に当たっては、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査し、都道府県等の教育委員会が基準を定めることとなりました。登録審査の手続き等も見直され、登録博物館の設置者は、博物館の運営状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告することとなります。

法律の施行日は令和5年4月1日ですが、すでに登録されている博物館は、施行から5年間は登録博物館とみなすという経過措置が規定されております。

市立博物館と歴史館については、現在、登録博物館となっておりますが、4月1日以降、再度申請し、登録される必要がありますので、今後、5年の間に登録に向けて手続きや準備を進めてまいります。

今後の市立博物館と歴史館の運営につきましては、今回の博物館法の改正の趣旨を踏まえまして、まずは、博物館業務の根幹である資料の収集・保管、展示・教育普及、調査・研究を更に充実させ、社会教育施設としての役割を果たしていくとともに、市立博物館と歴史館が、まちづくりや観光など、地域における文化振興を担うため、引き続き、市長部局や関係機関と連携し協力しながら、事業展開をすることで、さらなる地域の活力の向上に努めていける、そういった施設運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は、以上であります。

○教育長（吉田 健） ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

○3番（村谷 要委員） 歴史館と隣接している高照神社は、現在修復に向けた動き

があるようですが、基本的には氏子さんや町内の人が動いていくというお話を聞いています。今回の博物館法改正で、文化を動かす地域への協力や修復に関して、何か念頭に置かれているものはありますか。

- 博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（吉崎拓美） 歴史館としては、隣接する高照神社の宝物を収蔵する施設、高照神社あつての施設であると考えていますので、関係課である文化財課、高照神社、地域の町会の皆さんと連携しながら、PRなどできないか検討したいと考えております。
- 文化財課長（石岡博之） 文化財課のほうで協力いたしまして、地元町会並びに津軽家にもご連絡いたしまして、基本的な団体の役員会をつい先日立ち上げました。これに伴いまして、周知して寄附金等を集め、集め方に関しましてもクラウドファンディングを活用するのか、それともPRの方法につきましてもいろんな民間の活力を吸い上げて、地元商工会等ともご協力いただいて幅広にお金を集めて高照神社の維持保存について活動的にやっていく体制がスタートをやっと切ったところでございます。そう遠くない未来に皆様のもとにも何かしらのご協力をいただきたいというお手紙なりご連絡が行くかと思っておりますので、その節には何卒ご協力いただいて、それに伴いまして町会ともボランティア等も活用して神社を維持できるような体制を作っていきたいと思っております。もちろんその際には歴史館及び歴史館で行われるイベント等も活用してPRに努めてまいりますので何卒ご協力よろしくお願いいたします。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
- 4番（柿崎良樹委員） 確認させていただきますが、事前に資料いただき、今回の改正は、条文のずれということでしたが、途中から非常に詳しくご説明いただきました。博物館法の一部を改正する法律ということですが、この改正に伴って弘前市のこの条文の内容は変わらないということでしょうか。
- 博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長（吉崎拓美） 先ほどご説明した条文の改正以外の改正はありません。博物館法は制定から70年経過した法律で、今般は大幅な改正が行われたものですので、今回改めてその改正内容の概要と併せて、ご説明させていただきます。
- 教育長（吉田 健） ほかにご質問等ございませんか。
（「なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） 報告第2号を承認することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長（吉田 健） ご異議ないものと認めます。よって、報告第2号は承認されました。

・報告第3号

○教育長（吉田 健） 報告第3号 臨時代理の報告、令和4年度教育費補正予算案
に対する意見申出について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 — 原案どおり承認）

・報告第4号

○教育長（吉田 健） 報告第4号 臨時代理の報告、令和5年度教育費予算案に対
する意見申出について、事務局から説明をお願いします。
（非公開で審議 — 原案どおり承認）

○教育長（吉田 健） 以上で、本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了い
たしました。これをもちまして、令和5年第1回弘前市教育委員会会議を閉会い
たします。

午後3時46分 閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育総務課総務係長 藤田 真徳

弘前市教育委員会

教育長 吉 田 健

署名者 柿 崎 良 樹

署名者 齋 藤 由紀子